

住宅用地球温暖化対策設備設置補助金「実績報告時」書類チェックリスト

電気自動車を申請した方

実績報告書は、補助事業完了日から 30 日以内又は年度末（3 月 31 日）のいずれか早い日までに提出してください。

提出書類	注意事項等
☐ 実績報告書 （様式第 4 号）	☐ 住所は、自動車検査証記録事項に記載の、所有者及び使用者（所有権が留保された購入においては、使用者）の住所並びに使用の本拠の位置と同一であること。
	☐ 補助事業完了日は、納車後、支払い等が完了して実績報告書の提出ができる状態となった日付を記入。
	☐ 提出書類の日付が全て年度末（3 月 31 日）以前であること。
☐ 電気自動車の購入に要した費用に係る領収書等の写し	☐ 領収書の宛名が申請者と同一であること。 （他の方との併記は可） ※銀行振込等で領収書がない場合、銀行発行の振込証明書（振込金受取書等）の写しを添付する等、費用の支払いを証明する書類を提出してください。
	《所有権が留保された購入の場合等》 ☐ ローン（クレジット）を利用している場合、申請者が契約者（支払者）となっており、契約締結日が明記されたローン、クレジット等の契約書の写しを提出してください。 ※ローン（クレジット）契約申込書は不可（契約済であること）。 ※所有権が留保された購入の場合は、領収書の添付があっても、必ずローン（クレジット）契約書が必要です。
☐ 内訳が確認できる書類	☐ 領収書等の金額の内訳が確認できるもの。 （支払い総額の内訳が分かれば、車両注文書、請求書、売買契約書も可）
	☐ 電気自動車の仕様（メーカー、型番等）が記載されていること。
☐ 電気自動車対象住宅の敷地内に駐車されていることを確認できる写真	☐ 電気自動車全体と自動車登録番号標（ナンバープレート）が識別できるもの。
☐ 自動車検査証記録事項の写し	☐ 交付年月日（登録年月日）が補助金の交付決定以降の日付であること。
	☐ 所有者及び使用者（所有権が留保された購入の場合は使用者）が申請者と同一であること。
	☐ 所有者及び使用者（所有権が留保された購入の場合は使用者）の住所並びに使用の本拠の位置が、申請者の住所と同一であること。
☐ 安曇野市災害時協力登録車制度登録申込書	☐ 必要事項が記入されていること ※裏面の確認事項も確認し、 ☐ 欄にチェックをしてください。

（チェックリストの提出は不要です）